

## ☆ 法定外公共物の用途廃止兼譲渡申請について

### 【機能を管理する所管課との事前協議】

この申請を提出される前に、下記に掲げる機能を管理する所管課と必ず事前に協議を行ってください。

また、協議の際には、協議内容を記載した協議書と位置図、案内図、公図、隣接する土地の登記事項要約書、写真等を持参し機能管理者と協議を行い、その協議結果に係る回答(様式第9号)は機能を管理する所管課から受けてください。

#### ☆法定外公共物の機能管理する所管課

・道路	都市整備部土地対策課
・水路	都市整備部河川課
・公共下水道雨水施設	都市整備部河川課
・耕地灌漑用ため池	産業経済部農林基盤整備課

### 【財産を管理する所管課との事前協議】

(1) 事前協議に持参していただくものは、機能を管理する所管課との協議結果に係る回答(様式第9号)、位置図、案内図、公図、土地登記事項要約書又は全部事項証明書、写真、市の事務及び事業からの暴力団排除に係る暴力団員等該当性の照会に係る同意書(様式第8号)です。なお、個人申請には住民票、法人申請には商業登記簿謄本も併せて持参してください。

(2) 事前協議の後、下記の事項について現地調査を行い、部内での決裁及び照会をかけ、用途廃止及び譲渡が可能か否かを連絡します。なお、事前協議に要する標準処理期間は、この協議に必要な書類をすべて提出された後、概ね1ヶ月間です。

#### ア. 事前審査項目

(ア) 法定外公共物の全ての区間が現に機能を喪失し、利用されていないことが明らかであるか。

また、耕地灌漑用ため池については「農業用ため池廃止申請書」及び「農業用ため池廃止申請に係る受理通知書」が交付されているか。

(イ) 用途廃止することによって付近の土地が囲繞地・袋地とならないか。

(ウ) 道路幅幅や開発の予定がなく存置する必要が無いか。

(エ) 地域住民の私権を侵害する恐れがないか。

(オ) 地域住民の利便性に影響が生じないか。

(カ) 法定外公共物の一部の用途廃止(部分用途廃止)ではないか。一部の用途廃止の場合、当該財産が公共性を喪失し、かつ、申請者が当該財産の一部を取得する特別な理由があると認められる用途廃止か。また、部分用途廃止の場合にあって、その法定外公共物の全体に隣接する者の全ての隣接同意が得られているか。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であるか。なお、申請に先立っての事前協議の際、「市の事務及び事業か

らの暴力団排除に係る暴力団員等該当性の照会に係る同意書」が提出されているか。

イ. 事前審査に係る標準処理期間

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (ア) 現地確認及び内部協議並びに評価 | 3週間   |
| (イ) 警察照会(様式第8号関係)   | 2～4週間 |
| (ウ) 土地の評価           | 4週間   |

**【用途廃止兼譲渡申請書の提出】**

- (1) 事前協議の結果、財産を管理する所管課として、用途廃止及び譲渡が可能であると判断し連絡した案件について、法定外公共物の用途廃止及び譲り受けようとする方は、都市整備部土地対策課へ市有財産用途廃止兼譲渡申請書(様式第1号)を提出してください。なお、添付書類及び添付図面並びに提出部数は次のとおりとします。

ア. 添付書類

- (ア) 用途廃止等同意書 ・ 隣接者同意(様式第3号) ・ 利害関係人(様式第4号)
- (イ) 境界確定確認書(写)\*必要に応じ隣接者の同意書又は筆界確認書(写)
- (ウ) 土地登記事項要約書又は全部事項証明書
- (エ) 印鑑証明書(同意書に係る者)
- (オ) 申請手続き等委任する場合は委任状
- (カ) 既設埋設物の調査依頼に関わる回答書(上下水道、都市ガス等)
- (キ) 耕地灌漑用ため池(水利権が消滅したため池含む)の場合にあっては、不動産鑑定士が作成した当該地の不動産鑑定評価書を添付

イ. 添付図面

- (ア) 位置図
- (イ) 案内図
- (ウ) 公図(写)\*複数にわたる場合は集合図
- (エ) 実測(現況)平面図
- (オ) 丈量図(隣接地の筆界を漏れなく記載、横断面図を添付、水路の場合は流向を記載)
- (カ) 現況写真及び写真方向図

ウ. 提出部数

1部(ただし、土地対策課が指示した場合はその部数)

(2) 注意事項

ア. 隣接地所有者の同意(様式第3号)

- (ア) 用途廃止する財産に隣接する全ての土地(点で接する土地を含む)の所有者。
- (イ) 登記名義人が死亡している場合は、原則として相続人全員。
- (ウ) 共有地の場合は、原則として共有者全員。
- (エ) 同意書には用途廃止しようとする財産の所在が特定できる丈量図等(隣接地の筆界を漏れなく記載したものを)をこの同意書に添付し、同意者の割印を押印してください。なお、添付図面は標準着色凡例に従って着色したものとする。

イ. 利害関係人(様式第4号)

- (ア) 用途廃止する財産が存する地区の区長又は自治会長。
- (イ) 水路の場合は、水利組合長、土木委員又は土地改良区の長等の利害関係人。
- (ウ) 申請財産が漁業権設定の対象区域内に関連する場合は、当該漁業権者。
- (エ) 同意書には用途廃止しようとする財産の所在が特定できる丈量図等(隣接地の筆界を漏れなく記載したもの)をこの同意書に添付し、同意者の割印を押印してください。なお、添付図面は標準着色凡例に従って着色したものとします。

ウ. 申請人、隣接及び利害関係人の同意

同意者の印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付してください。申請者の印鑑は認印でも可とします。また、住所が登記事項要約書の住所と一致していること。不一致の場合は、住民票等で住所移転が確認できるものを添付してください。

エ. 不同意の場合の取り扱い

申請者が、用途廃止について隣接所有者(相続が生じている場合は相続人全員)及び利害関係人の同意を得ることができない場合は、原則として用途廃止することはできません。

オ. 所管換について

土地対策課で処分する範囲については、松江市法定外公共物に関する事務処理規定に基づくものとし、これを超えるものについては、土地対策課で用途廃止をした後、松江市不動産評価委員会にて譲渡する土地の評定を受け、資産経営課へ普通財産として所管換をします。よって譲渡の手続については、資産経営課に申請していただくこととなります。

カ. 申請書の記入方法

用途廃止兼譲渡申請書の記入例を参考に、該当する個人又は法人用の様式により提出してください。なお、提出書類については申請様式添付のチェック表により確認した後、チェック表に確認者の押印のあるものを提出してください。

**【市有財産用途廃止兼譲渡通知書及び契約】**

- (1) 市有財産の用途廃止及び譲渡に向けて、所管課と機能協議及び土地対策課との事前協議を終え、用途廃止及び譲渡可能と連絡を受けた申請者から「市有財産用途廃止兼譲渡申請書」が提出された場合は、松江市法定外公共物に関する事務処理規定に基づき用途廃止及び譲渡の可否について決裁を回付し、その結果を申請者(代行者)に市有財産用途廃止兼譲渡通知書(様式第2号)により通知します。なお、この通知の結果により用途廃止及び譲渡が決定するものであり、機能及び財産管理する所管課との事前協議で決定するものではありません。
- (2) 用途廃止が可能と通知した場合は、速やかに本市が定める様式により契約を締結していただくこととなります。

**【登記及び費用負担等】**

- (1) 法定外公共物に地番がない場合

申請者が、表題登記をし、それにかかる費用は申請者が負担することとなります。引続き市が囑託

登記で保存登記します。

(2) 法定外公共物に地番がある場合

市が囑託登記で保存登記(現在、国有名義)をする。なお、法定外公共物を分筆する必要がある場合は、申請者が分筆登記するものとし、それにかかる費用は申請者の負担となります。

(3) 申請者に譲渡する場合

登録免許税は、申請者の負担となります。

(4) 登記等に係る事務委任

松江市の土地の登記に係る委任は、個人に対して委任状を交付することができません。

**【問い合わせ先】**

法定外公共物の用途廃止兼譲渡申請について、ご不明な点がございましたら都市整備部土地対策課土地管理係にご相談ください。

松江市末次町 86 番地 松江市都市整備部 土地対策課土地管理係 TEL 0852-55-5362